

政治団体の主要な届出書類

(◎必要 ▲場合によっては必要)

届出書類	団体の種類	一般の政治団体 (政党の支部以外の政治団体)			政党の支部		
		設立	異動	解散	設立	異動	解散
設立届		◎			◎		
規約（会則・綱領等）の写し		◎	▲※1		◎	▲※1	
被推薦書（知事、県議関係団体の場合）		▲※2	▲※3				
国会議員関係政治団体に該当する旨の通知		どちらか	▲※4				
届出事項等の異動届			◎			◎	
国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知			▲※5				
政治団体解散届				◎			◎
資金管理団体指定届・宣誓書		▲※6	▲※6				
資金管理団体届出事項の異動届・宣誓書			▲※7				
資金管理団体でなくなった旨の届・宣誓書			▲※8	▲※8			
資金管理団体指定取消届・宣誓書			▲※9				
支部証明書					◎	▲※10	
政党の状況等に関する届					◎	▲※11	
収支報告書（解散日までのもの）				◎			◎

※1 規約の変更があった場合に必要です。（例：政治団体の名称、活動区域の変更等）

※2 課税上の優遇措置を「有」にした場合、知事及び県議会議員を支持・推薦する団体の場合は「被推薦書」、国会議員関係政治団体の場合は、政治資金規正法第19条の7第1項第2号にチェックを入れるとともに、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」の提出が必要です。

※3 公職の種類等に異動があった場合に必要です。

※4 公職の種類等に異動があった場合や国会議員関係政治団体以外の団体から政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体へ異動があった場合に必要です。

※5 衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなったことにより、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員政治団体に該当しなくなった場合に必要です。

※6 設立と同時に資金管理団体に指定した場合や既にある政治団体を資金管理団体に指定した場合に必要です。

※7 公職の種類、政治団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名に異動があった場合に必要です。

※8 資金管理団体が解散した場合、届出をした公職の候補者が公職の候補者や代表者でなくなった場合などに必要です。

※9 資金管理団体の指定を取消した場合に必要です。

※10 政党の支部の名称、主たる事務所の所在地、主たる活動区域に異動があった場合に必要です。

※11 政党の本部の名称等記載内容に異動があった場合に必要です。

【届出先】 秋田県選挙管理委員会
〒010-0951 秋田市山王4-1-1 県庁本庁舎2階（市町村課内）
TEL 018-860-1145

【提出部数】 1部